

業 務 改 善 命 令

処分日：令和6年6月27日

業者名（代表者名）・ 登録番号・登録日	登録上の営業所所在地	処分理由（違反事項）
株式会社オーパス （今野 弘昭） 東京都知事（8）第24198号 令和4年11月30日	港区西新橋二丁目13番10号 SKI虎ノ門3F	帳簿の備付け義務違反 （※）

1 業務改善の内容

資金需要者等の利益の保護を図るため、処分理由（違反事項）と同種事案の再発防止に関し、次に掲げる事項について必要な措置を講じ態勢の整備を図ること。

- 登録営業所において、その業務に関する帳簿を備え、貸付けの契約において法令で定める交渉の経過の記録を記載し保存すること。

【参考】

（※）帳簿の備付け義務違反

貸金業法では、資金需要者等の利益の保護を図るため、営業所に帳簿を備え、債務者ごとに貸付けの契約について契約年月日、貸付けの金額、受領金額その他内閣府令で定める事項を記載し、これを保存することを貸金業者に義務付けています。

しかし、当該貸金業者は、一部の債務者等その他の者との交渉の経過の記録について相当の期間にわたり記載を行っておらず、帳簿の備付け義務に違反していました。

貸金業対策課に寄せられる苦情・相談が、業者の行政処分のきっかけになっています。
おかしいな、変だなと思ったら、貸金業対策課にご相談ください。

東京都知事登録の貸金業者に関する苦情・相談

電話：03-5320-4775（貸金業対策課）

時間：午前9時から午後5時まで

（土曜・日曜・祝日・年末年始は除く）

都知事登録の貸金業者と都に寄せられたヤミ金融の一覧は以下のHPで確認できます。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kashikin/search/>